

「県立病院医療提供機能強化事業」業務委託仕様書

業務名 : 千葉県立病院「県立病院医療提供機能強化事業」業務委託

1. 目的

県立病院は、高度専門的な医療提供及び地域の中核医療を担うなど、千葉県保健医療計画においても重要な医療拠点と位置付けられている。なお、令和6年度は、令和7年度から10年度を計画期間とする次期「千葉県立病院経営改革プラン」を策定する予定であるが、県立病院が将来にわたり持続可能な経営を続けていくにあたっては、医療技術の高度化や少子高齢化等の医療需要の変動等、より将来の状況を見据えたうえで、あらためて現在の県立病院の強みや課題を把握し、業務の効率化や合理化、医療提供機能を強化する部分があるかなど、様々な検証をする必要がある。

そのため、医療の分野に精通したコンサルタント事業者を活用して、県立病院の医療提供機能の強みや課題等の検証、地域医療における役割や近隣の医療機関との連携、将来の在り方の検討と提案、地域医療連携推進法人や指定管理など医療法等の制度活用の可能性の検証などを行うべく、以下「2. 業務内容」に掲げる業務を委託する。

2. 業務内容

県立病院の医療提供機能の一層の強化を図るため、必要な調査及び検証等を行う。

(1) 県立病院の医療提供機能の検証

- 各病院の医療提供機能の調査
- 各病院の経営能力（長所と短所）の検証

(2) 県立病院の役割

- 地域医療（医療圏等）における役割（医療需要の調査を含む）
- 近隣医療機関との連携（患者の紹介・逆紹介等、患者の流動状況を含む）

(3) 将来の在り方の検討

- 将来の医療需要から見る病院の在り方の検討
- 地域医療連携推進法人や指定管理等、医療法等の制度の活用の調査・検討
- 近隣医療機関等、他の医療機関との連携の可能性の検証

(4) 医療関係者、関係機関との調整等

- 県立病院の経営、医療提供機能、将来の在り方等を検討する際における医療従事者との調整
- 県立病院の将来の在り方等を検討する際における近隣医療機関、関係機関、医療者との調整
- 地域医療構想調整会議や医療審議会等における意見・提言等の調整

3. 業務対象となる県立病院

千葉県立病院の5病院に対して実施すること。

(がんセンター、総合救急災害医療センター、こども病院、循環器病センター、佐原病院)

4. 応募資格

次の(1)から(9)の全ての項目に該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (3) 公募開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、指示、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと。暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 公募開始より過去3年間に病院の上記2に関するコンサルティングの受託実績を有すること。
なお、受託実績のうち少なくとも1件は、自治体病院(病床規模200床以上)の受託案件であること。
- (8) 病院からのコンサルティング受託にあたり、近隣医療機関等、他の医療機関や関係機関、あるいは医療従事者との調整実績を有すること。
- (9) 病院からのコンサルティング受託にあたり、地域医療構想調整会議、保健医療計画、あるいは医療審議会等、他の医療機関との調整を伴う会議等において、意見・提言や必要な調査を行った実績を有すること。

5. 委託期間 契約締結時より令和7年3月31日まで

6. 成果品及び提出期限

(1) 成果品

- ①各種調査資料、調査データ、計画案、会議等説明資料、議事録、対応記録
- ②上記データを記録した電子媒体

(2) 提出期限

令和7年3月31日まで

7. 委託上限価格

36,700,000円(消費税及び地方消費税含む)

8. 受託者の責務・留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、類似業務の十分な実績、技術、人格を有したスタッフを複数名従事させること。
また、全業務を統括する責任者を置き、当該責任者はやむを得ない場合を除き、変更しないこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については

委託者の指示に従わなければならない。

- (5) 受託者は、本業務の作業において、他の事業者と調整を要する場合には、相互に協議して作業の便宜を図ること。なお、本業務に関して他の関係者と打ち合わせを行った場合は、議事録を作成すること。
- (6) 受託者は、本業務の進捗に応じて、定期的に委託者への報告を行わなければならない。また、業務に関して打ち合わせを行った場合は、議事録を作成すること。
- (7) 受託者は、打合せその他（院内ヒアリング等）について、後日確認できるよう日時、協議内容、決定事項、参加者等を記載した記録簿を備えるものとし、委託者の指示があった場合は提出しなければならない。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に当たり、知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない。（なお、守秘義務は契約終了後も同様とする。）
- (9) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者は遅滞なく委託者と協議して決めること。
- (10) 本業務で得た成果品等の著作権は、全て委託者に帰属する。
ただし、成果品等に受託者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合、当該物の受託者著作権にかかる部分の権利は、なお受託者に帰属する。
- (11) 県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。

9. 応募期限・方法等

(1) **応募期限**： 令和6年5月20日（月）午後5時必着

(2) **応募方法**： 郵送又は持参

(3) **応募書類**

以下の書類をA4版で作成すること。（各正本1部、副本8部）

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 法人の概要（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 事業実施体制（様式4）
- ⑤ 団体目的等についての確認書（様式5）
- ⑥ 経費見積書（任意様式）

経費の区分ごとの積算内訳（数量、単価等）がわかるように作成すること。

⑦ 企画提案の概要（任意様式）

ア 事業実施に当たっての基本的な考え方、実施方法、調査・検討の手法、実施スケジュール等をできる限り具体的に記載すること。

イ 本業務の事業目的に資する独自の提案があればそれも含めて記載すること。

ウ 15分程度のプレゼンテーションを念頭にPowerPointで作成すること。

10. 参加意向の届出

(1) **提出期限**： 令和6年5月14日（火）午後5時必着

(2) **提出方法**： FAX又はメール

(3) **提出物**： 【別紙1】企画提案参加意向届出書

(4) **提出先**： 千葉県病院局経営管理課建設室

千葉県立病院「県立病院医療提供機能強化事業」業務委託 担当宛

FAX：043-225-9330

E-mail：byoukei5@mz.pref.chiba.lg.jp

1 1. 問い合わせ

本件に関する質問については、FAX又はメールにて受け付ける。(様式6)

ただし、応募の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

受付期限 令和6年5月7日(火)午後5時必着

提出先 千葉県病院局経営管理課建設室

千葉県立病院「県立病院医療提供機能強化事業」業務委託 担当宛

FAX: 043-225-9330

E-mail: byoukei5@mz.pref.chiba.lg.jp

1 2. 審査・選定方法

(1) 選定委員会

選定委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を最優秀提案者として選定する。

(2) 選定委員会

開催日時: 令和6年5月下旬～6月上旬予定

詳細の日時・場所については、別途参加者に直接通知する。

(3) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

1 3. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格がない者が提案した場合
- (2) 応募期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) この事業に対して、2以上の提案をした場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

1 4. 選定後の手続

(1) 契約手続

選定委員会において最優秀提案者として選定された者を受託候補者とし、受託候補者が提出した企画提案書等に基づき、県と受託候補者との協議により本事業の業務委託仕様書を作成する。

なお、必要に応じて企画提案書の内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成する場合がある。

(2) 契約保証金

本事業の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付すること。ただし、千葉県病院局財務規程第126条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

1 5. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 事業を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることは出来ない。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本事業で得た成果品は、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を含め全て委託者に帰属する。